

岐阜県・三重県・静岡県内 「診療所型歯科健診」について

●実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

●対象者 被保険者・被扶養者

●補助回数 2回／年度まで

●健診料金 無料

●健診内容



健診項目	内容
口腔診査 総合評価	歯と歯肉の状態、口腔清掃状態、歯石の付着、 その他の所見（歯列咬合、粘膜、額関節等）、 口腔内状態の評価
指導	歯科保健指導 【口腔内全般の指導・ブラッシング指導】

●受診方法

①健診は岐阜・三重・静岡県歯科医師会会員の診療所のみ受診可能です。

受診される際は、事前に受診可能な歯科医院へ「イノアック健康保険組合の歯科健診を受診したい」と電話予約をしてください。

※受診可能な歯科医院については、東海4県歯科医師会サイト
(<http://dental-checkup.site/>) でご確認ください。

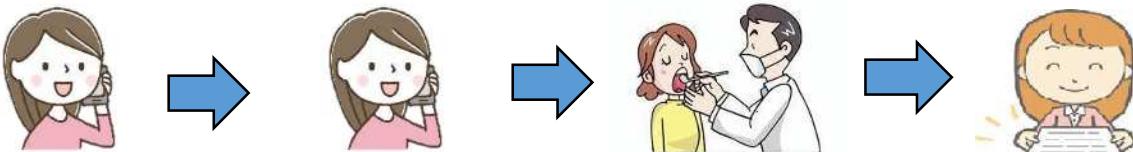


②予約後健康保険組合へご連絡いただき、「受診券」「歯科健康診査票」を入手し、「歯科健康診査票」の太枠箇所（氏名・生年月日・問診）を記入してください。

③受診当日は、「健康保険証」「受診券」「歯科健康診査票」をご持参ください。

④受診後、健診結果として「歯科健康診査票」をお受け取りください。

⑤治療等が必要な場合、受診当日に治療は可能ですが、その治療費は保険診療の自己負担が発生します。詳しくは歯科医院で説明を受けてください。



ご自分で「イノアック健保の歯科健診を受診したい」と電話予約

予約後、健保組合へ連絡「受診券」「歯科健康診査票」を入手し、必要事項を記入

「健康保険証」「受診券」「歯科健康診査票」を持参して健診受診

受診後「歯科健康診査票」を受取る

【問い合わせ先】イノアック健康保険組合

内線：*337-6289 外線：052-855-2550

Email : kenpo@inoac.co.jp